

国家公務員の定年制度の概要

I 定年制度の目的

適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理の展開を通じて、職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安んじて公務に専念させ、もって、より能率的な公務の運営を図る。

II 定年制度の内容

1 定年退職（国公法第81条の2、人事院規則11-8第2条～第5条）

職員が定年に達したことにより、その者に係る定年退職日の満了とともに自動的に身分を失い、当然退職する制度

(1) 定年年齢

【原則】 60歳

【例外】

- ① 法律に別段の定めのある場合：検察庁法 …… 検事総長65歳、検察官63歳
- ② 原則とは異なる定年年齢を定める場合（国公法第81条の2第2項各号）：特例定年
・ 病院・療養所・診療所等の医師、歯科医師（第1号） …… 65歳
・ 守衛、用務員等（第2号） …… 63歳
・ 特殊な官職等（第3号、人事院規則11-8第4条） …… 61歳～65歳

例：事務次官62歳、在外公館に勤務する職員63歳、研究所の長で人事院が定めるもの65歳

(2) 定年退職日

定年に達した日以後の最初の3月31日又は任命権者が指定する日のいずれか早い日（現在、「任命権者が指定する日」を指定している府省はない。）

(3) 定年制度が適用されない職員

- ・ 臨時的職員その他法律により任期を定めて任用される職員
- ・ 常時勤務を要しない官職を占める職員（非常勤職員）

2 勤務延長（国公法第81条の3、人事院規則11-8第6条～第10条）

定年退職予定者を、その職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情により、特例として定年退職日以降も当該日に従事している職務に引き続き従事させる制度

※ 行政執行法人の職員についても定年制度（勤務延長及び再任用を含む。）が適用されるが、特例定年については行政執行法人の長が定めることとされており、勤務延長の期限の延長については人事院の承認が不要とされている。